

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	被保険者証の交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	(届出等) 第12条 略 2 略 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 4～6 略		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	要介護認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。</p> <p>8～12 略</p>		
審 査 基 準	<p>(要介護認定)</p> <p>○介護保険法 (定義)</p> <p>第7条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 要介護状態にある65歳以上の者</p> <p>(2) 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの</p> <p>(市町村の認定)</p>		

第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

○要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

（要介護認定の審査判定基準等）

第1条 介護保険法（平成九年法律第123号。以下「法」という。）第7条第1項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

(1) 要介護1 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第1項第2号に該当する状態を除く。）

(2) 要介護2 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(3) 要介護3 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(4) 要介護4 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(5) 要介護五 要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

（要介護認定等基準時間）

第3条 第1条第1項各号及び前条第1項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する1日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

(1) 入浴、排せつ、食事等の介護

(2) 洗濯、掃除等の家事援助等

(3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等

(4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練

(5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

標準処理期間	30日以内
関係法令等	介護保険法第7条第1項・第3項、第19条第1項、第27条、第35条第1項・第2項、介護保険法施行令第2条、介護保険法施行規則第2条、第35条、第36条、第37条、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条、第3条

関係文書等	
審査基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	要介護認定の更新		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(要介護認定の更新)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前条（第8項を除く。）の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
審 査 基 準	<p>(要介護認定の更新)</p> <p>第28条</p> <p>2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができる。</p> <p>4 前条（第8項を除く。）の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標 準 処 理 期 間	30日以内		
関 係 法 令 等	介護保険法施行規則第38条から第40条まで		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和5年9月1日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	要介護状態区分の変更の認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(要介護状態区分の変更の認定)</p> <p>第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第27条及び前条第5項から第8項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
審 査 基 準	<p>(要介護認定)</p> <p>○介護保険法</p> <p>(定義)</p> <p>第7条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 要介護状態にある六十五歳以上の者</p> <p>(2) 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの</p> <p>(市町村の認定)</p> <p>第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。</p> <p>○要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</p>		

(要介護認定の審査判定基準等)

第1条 介護保険法（平成九年法律第123号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第四項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

- (1) 要介護1 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第1項第2号に該当する状態を除く。）
- (2) 要介護2 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
- (3) 要介護3 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
- (4) 要介護4 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
- (5) 要介護五 要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(要介護認定等基準時間)

第3条 第1条第1項各号及び前条第1項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 洗濯、掃除等の家事援助等
- (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

標準処理期間	30日以内
関係法令等	介護保険法第27条、第28条第5項から第8項、第29条 介護保険法施行令第11条の12 介護保険法施行規則第42条、第43条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和5年9月1日

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	要支援認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(要支援認定)</p> <p>第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市町村は、第4項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 該当する要支援状態区分</p> <p>(2) 第4項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見</p> <p>7～9 略</p>		
審 査 基 準	<p>・介護保険法 (定義)</p> <p>第7条</p> <p>2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 (以下「要支援状態区分」という。) のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>		

- (1) 要支援状態にある65歳以上の者
 - (2) 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるもの
- (市町村の認定)

第19条

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

- ・要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（要支援認定の審査判定基準等）

第2条 法第7条第2項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第32条第4項前段（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。

(1) 要支援1 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(2) 要支援2 要支援状態の継続見込期間（法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2

（要介護認定等基準時間）

第3条 第1条第1項各号及び前条第1項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する1日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 洗濯、掃除等の家事援助等
- (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

標準処理期間	30日以内
関係法令等	介護保険法第7条第2項・第4項、第19条第2項、第27条第2項、第3項、第6項、第10項及び第12項・第32条、第35条第3項・第4項

	介護保険法施行令第2条 介護保険法施行規則第3条、第49条、第50条、第51条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条、第3条、第4条
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	要支援認定の更新		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(要支援認定の更新)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前条（第7項を除く。）及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>5～6 略</p>		
審 査 基 準	<p>・介護保険法 (定義)</p> <p>第7条</p> <p>2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 要支援状態にある65歳以上の者</p> <p>(2) 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの (市町村の認定)</p> <p>第19条</p>		

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

- ・要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（要支援認定の審査判定基準等）

第二条 法第7条第2項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第32条第4項前段（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。

- (1) 要支援1 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
- (2) 要支援2 要支援状態の継続見込期間（法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2

（要介護認定等基準時間）

第3条 第1条第1項各号及び前条第1項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 洗濯、掃除等の家事援助等
- (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

標準処理期間	30日以内
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和5年9月1日

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	7	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	要支援状態区分の変更の認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(要支援状態区分の変更の認定)</p> <p>第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	30日以内		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第7条第2項・第4項、第19条第2項、第27条第2項、第3項、第6項、第10項及び第12項・第32条、第35条第3項・第4項</p> <p>介護保険法施行令第2条</p> <p>介護保険法施行規則第3条、第49条、第50条、第51条</p> <p>要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条、第3条、第4条</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	8	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	住所移転後の要介護認定及び要支援認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(住所移転後の要介護認定及び要支援認定)</p> <p>第36条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から14日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第27条第4項及び第7項前段又は第32条第3項及び第6項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	申請後14日以内		
関 係 法 令 等	介護保険法第9条、第10条第2号、第36条 介護保険法施行規則第23条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	9	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護給付等対象サービスの種類の指定の変更		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(介護給付等対象サービスの種類の指定)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 市町村は、第2項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。</p> <p>5 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	介護保険法第27条第3項から第6項まで (第5項後段を除く)、第37条 介護保険法施行規則第59条第1項・第3項		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	10	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	居宅介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2～12 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	11	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例居宅介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第42条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～5 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			

関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	12	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	地域密着型介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	13	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例地域密着型介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の3 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額又は同条第4項の規定により市町村（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町</p>		

	<p>村) が定めた額を基準として、市町村が定める。</p> <p>3・4 略</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>介護保険法第42条の2第2項・第4項、第42条の3第1項・第2項 介護保険法施行令第15条の3 介護保険法施行規則第65条の3、第65条の6 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る 離島その他の地域の基準</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>審査基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	14	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	居宅介護福祉用具購入費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(居宅介護福祉用具購入費の支給)</p> <p>第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2～7 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第8条第13項、第44条、第50条 介護保険法施行令第17条 介護保険法施行規則第70条、第71条、第72条、第73条、第83条 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額 (平成12年2月10日厚生省告示第34号) 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (平成11年厚生省告示第94号) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日老企第34号通知) 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成21年4月10日老振発0410001通知)</p>		
関 係 文 書 等			

審查基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	15	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	居宅介護住宅改修費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(居宅介護住宅改修費の支給)</p> <p>第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。</p> <p>2～9 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。）</p>		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第45条、第50条 介護保険法施行令第18条 介護保険法施行規則第74条、第75条、第76条、第83条 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月31日厚生省告示第95号） 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第45条第4項の規定により算定する額（平成12年2月10日厚生省告示第39号） 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額（平成12年2月10日号外厚生省告示第35号）</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	16	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	居宅介護サービス計画費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされており、「鳩山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」においても、法令に該当する場合と明記している。）</p>		
標 準 処 理 期 間	10日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第41条第1項・第2項、第46条第1項・第2項・第4項・第6項・第7項・第8項、第79条第1項・第2項、第81条第1項・第2項</p> <p>介護保険法施行令第19条</p> <p>介護保険法施行規則第77条第1項</p> <p>指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	17	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例居宅介護サービス計画費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス (指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。) を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～5 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされており、「鳩山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」においても、法令に該当する場合と明記している。)</p>		
標 準 処 理 期 間	10日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第47条第1項・第3項、第41条第1項、第81条第1項・第2項</p> <p>介護保険法施行令第20条</p> <p>厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る</p>		

	離島その他の地域の基準（平成11年3月31日厚生省告示第99号） 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	18	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	施設介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(施設介護サービス費の支給)</p> <p>第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）</p> <p>(2) 介護保健施設サービス</p> <p>(3) 介護医療院サービス</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。）		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第49条第1項・第2項、第48条</p> <p>介護保険法施行令第22条</p> <p>介護保険法施行規則第79条</p> <p>指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日号外厚生省告示第21号）</p>		

関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	19	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例施設介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例施設介護サービス費の支給)</p> <p>第49条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第49条第1項・第2項、第48条</p> <p>介護保険法施行令第22条</p> <p>介護保険法施行規則第79条</p> <p>指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日号外厚生省告示第21号)</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	20	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	高額介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(高額介護サービス費の支給)</p> <p>第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	介護保険法第51条 介護保険法施行令第22条の2の2 介護保険法施行規則第83条の2、第83条の3、第83条の4		
関 係 文 書 等	高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について（平成17年9月8日老介護第0908001号）		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	21	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	高額医療合算介護サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(高額医療合算介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額 (前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額) 及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額 (同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額) その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>国民健康保険法第57条の2第2項、第57条の3</p> <p>国民健康保険法施行令第29条の4の2、第29条の4の3、第29条の4の4</p> <p>国民健康保険法施行規則第27条の18～第27条の27</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	22	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定入所者介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特定入所者介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 指定介護福祉施設サービス (2) 介護保健施設サービス (3) 介護医療院サービス (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (5) 短期入所生活介護 (6) 短期入所療養介護</p> <p>2～9 略</p>		
審 査 基 準	30日間		
	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	介護保険法第42条第1項第2号、第61条の3第1項第2号、第61条の4第1項		

	介護保険法施行令第29条の5 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る 離島その他の地域の基準（平成11年3月31日号外厚生省告示第99 号）
関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	23	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例特定入所者介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例特定入所者介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第42条第1項第2号、第61条の3第1項第2号、第61条の4第1項</p> <p>介護保険法施行令第29条の5</p> <p>厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準 (平成11年3月31日号外厚生省告示第99号)</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	24	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(介護予防サービス費の支給)</p> <p>第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	介護保険法第52条、第53条第1項・第2項、第58条第1項・第4項、第32条第1項・第6項、第37条第1項、第8条の2		

	<p>介護保険法施行令第23条 介護保険法施行規則第62条、第83条の9、第84条、第85条</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	<p>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省告示第127号） 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日号外厚生省令第20号）</p>
<p>審査基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	25	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～5 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		

標準処理期間	
関係法令等	<p>介護保険法第54条第1項・第2項・第3項</p> <p>介護保険法施行令第24条</p> <p>介護保険法施行規則第62条、第84条、第85条</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省令第35号）</p> <p>厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月31日号外厚生省告示第99号）</p>
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	26	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	地域密着型介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(地域密着型介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条の2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。）		
標 準 処 理 期 間	30日間		

<p>関 係 法 令 等</p>	<p>介護保険法第54条の2第1項・第2項・第4項・第6項・第8項・第9項・第10項、第37条第1項、第41条第2項、第58条第1項・第4項 介護保険法施行令第24条の2 介護保険法施行規則第85条の2、第85条の3 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日号外厚生省令第20号） 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省告示第128号）</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>審査基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	27	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例地域密着型介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条の3 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。)		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第54条の3第1項・第2項</p> <p>介護保険法施行令第24条の3</p> <p>介護保険法施行規則第85条の3、第85条の4の2</p> <p>・厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準 (平成11年3月31日号外厚生省告示第99号)</p>		
関 係 文 書 等			

審查基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	28	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護予防福祉用具購入費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(介護予防福祉用具購入費の支給)</p> <p>第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2～7 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第8条の2第11項、第56条</p> <p>介護保険法施行令第26条</p> <p>介護保険法施行規則第89条、第90条、第91条、第92条</p>		
関 係 文 書 等	<p>厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (平成11年3月31日号外厚生省告示第94号)</p> <p>居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額 (平成12年2月10日号外厚生省告示第34号)</p>		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	29	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護予防住宅改修費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	(介護予防住宅改修費の支給) 第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。 2～9 略		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	介護保険法第57条、第45条第1項 介護保険法施行令第27条 介護保険法施行規則第93条、第94条、第95条		
関 係 文 書 等	厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年厚生省告示第95号) 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額 (平成12年2月10日号外厚生省告示第35号)		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	30	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護予防サービス計画費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(介護予防サービス計画費の支給)</p> <p>第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間	10日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第8条の2第16項、第41条第2項、第58条第1項・第2項・第4項・第6項・第7項・第8項、第115条の24第2項</p> <p>介護保険法施行令第28条</p> <p>介護保険法施行規則第95条の2</p> <p>指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省告示第129号）</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日号外厚生省令第20号）</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	31	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例介護予防サービス計画費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例介護予防サービス計画費の支給)</p> <p>第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～5 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	介護保険法第59条第1項・第2項・第3項、第115条の24第1項・第2項 介護保険法施行令第29条		

関係文書等	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月31日号外厚生省告示第99号）
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	32	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	高額介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(高額介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額（次条第1項において「介護予防サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>(高額介護予防サービス費等相当事業)</p> <p>鳩山町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条 町長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額(以下「高額介護予防サービス等相当額」という。)を支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に掲げる高額介護予防サービス等相当額の支給要件、支給額その他の高額介護予防サービス等相当額に関し必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第61条</p> <p>介護保険法施行令第29条の2の2</p> <p>介護保険法施行規則第97条の2</p>		
関 係 文 書 等			

審査基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	33	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(高額医療合算介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額 (前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額) 及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額 (同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額) その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>(高額介護予防サービス費等相当事業)</p> <p>鳩山町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条 町長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額 (以下「高額介護予防サービス等相当額」という。) を支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に掲げる高額介護予防サービス等相当額の支給要件、支給額その他の高額介護予防サービス等相当額に関し必要な事項は、介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) 第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。</p>		
標 準 処 理 期 間	30日間		
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第37条第1項、第61条の3第1項・第2項・第4項・第6項・第7項・第9項</p> <p>介護保険法施行令第29条の2、第29条の4</p> <p>介護保険法施行規則第97条の3</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する</p>		

	省令
関係文書等	<p>介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第411号）</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第413号）</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第412号）</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第414号）</p>
審査基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	34	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定入所者介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特定入所者介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者（以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護 (2) 介護予防短期入所療養介護</p> <p>2～9 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>介護保険法第37条第1項、第61条の3第1項・第2項・第4項・第6項・第7項・第9項</p> <p>介護保険法施行令第29条の2、第29条の4</p> <p>介護保険法施行規則第97条の3</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令</p>		
関 係 文 書 等	介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者に		

	<p>における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第411号）</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第413号）</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第412号）</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日号外厚生労働省告示第414号）</p>
<p>審査基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	35	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例特定入所者介護予防サービス費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例特定入所者介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	介護保険法第42条第1項第2号、第61条の3第1項第2号、第61条の4第1項 介護保険法施行令第29条の5		
関 係 文 書 等	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準 (平成11年3月31日号外厚生省告示第99号)		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	36	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定地域密着型サービス事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p> <p>2～11 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	37	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定居宅介護支援事業者の指定（更新含む。）		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法（平成9年法律第123号）		
根 拠 条 項	<p>(指定居宅介護支援事業者の指定)</p> <p>第79条 第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定の更新)</p> <p>第79条の2 第46条第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	38	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)</p> <p>第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業者を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業者を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。</p> <p>2～7 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	39	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定介護予防支援事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定介護予防支援事業者の指定)</p> <p>第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	40	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定介護予防支援事業者の指定の更新（第70条の2第1項準用）		
根 拠 法 令（条 例 等）	介護保険法（平成9年法律第123号）		
根 拠 条 項	<p>（指定の更新）</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2～4 略</p> <p>（準用）</p> <p>第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	41	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	第一号事業を行う指定事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法 (平成9年法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定事業者の指定)</p> <p>第115条の45の5 第115条の45の3第1項の指定 (第115条の45の7第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	42	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	被保険者証の交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)		
根 拠 条 項	<p>(被保険者証の交付)</p> <p>第26条 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者（法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	43	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	被保険証の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)		
根 拠 条 項	<p>(被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び住所</p> <p>ロ 個人番号</p> <p>ハ 再交付申請の理由</p> <p>(2)・(3) 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	44	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)		
根 拠 条 項	<p>(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する旨</p> <p>(2) 氏名、生年月日、住所及び個人番号</p> <p>(3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地</p> <p>(4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日</p> <p>(5) 被保険者証の番号</p> <p>(6) 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあつては、当該給付の種別</p> <p>2～10 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	45	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定入所者介護サービス費の特例の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)		
根 拠 条 項	<p>(特定入所者の負担限度額に関する特例)</p> <p>第83条の8 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	46	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額の認定（第83条の6第1項準用）		
根 拠 法 令（条 例 等）	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）		
根 拠 条 項	<p>（準用）</p> <p>第97条の4 第83条の6第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに第2項から第10項まで、第83条の7並びに第83条の8の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	47	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定入所者介護予防サービス費の特例支給(第83条の8第1項準用)		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)		
根 拠 条 項	<p>(準用)</p> <p>第97条の4 第83条の6第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに第2項から第10項まで、第83条の7並びに第83条の8の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	48	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定（通所給付決定）、通所給付決定の変更		
根 拠 法 令（条 例 等）	児童福祉法（昭和22年法律第164号）		
根 拠 条 項	<p>（給付要否決定等）</p> <p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第33条の23の2第1項第2号において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。</p> <p>2～14 略</p> <p>（通所給付決定の変更）</p> <p>第21条の5の8第 略</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3・4 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>・ 児童福祉法</p> <p>第4条第2項、第21条の5の5第2項、第21条の5の6、第21条の5の7第1項、第4項～第6項、第21条の5の8、第24条の26第1項第1号</p>		

	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法施行令 第25条の3・ 児童福祉法施行規則 第18条の6、第18条の10、第18条の12、第18条の13、第18条の14、 第18条の15、第18条の20、第18条の21、第18条の23
関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	年 月 5日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	49	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	高額障害児通所給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>(高額障害児通所給付費の支給)</p> <p>第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額 (内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額) の合計額を限度とする。) から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 第21条の5の12 ・ 児童福祉法施行令 第25条の5、第25条の6 ・ 児童福祉法施行規則 第18条の4、第18条の26 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第21条の5の12第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (平成24年厚生労働省告示第222号) ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号) 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	50	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>(放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等)</p> <p>第21条の5の13 市町村は、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児（以下この項において「通所者」という。）について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満二十歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費（次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定（事案ごとの裁量が大きくあらかじめ審査基準を設定することが困難なため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条7項 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	51	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	肢体不自由児通所医療費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>(肢体不自由児通所医療費)</p> <p>第21条の5の29 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 第4条第2項、第6条の2の2第3項、第21条の5の3第1項、第21条の5の29第1項・第2項、第21条の5の31 ・ 児童福祉法施行規則 第18条の41、第18条の42、第18条の43、第18条の44、第18条の45、第18条の46 ・ 児童福祉法施行令 第22条の3、第25条の13 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	52	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	障害児相談支援給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>[障害児相談支援給付費]</p> <p>第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。</p> <p>2～7 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 第4条第2項、第6条の2の2第7項～第9項、第21条の5の6第1項、第21条の5の7の第4項、第21条の5の8の第1項・第3項、第24条の3第2項、第24条の26第1項・第2項・第5項・第7項、第24条の31第2項 ・ 児童福祉法施行規則 第25条の26の3第1項・第2項、第25条の26の4第1項 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号） 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	53	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例障害児相談支援給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>[特例障害児相談支援給付費]</p> <p>第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第24条の31第1項の内閣府令で定める基準及び同条第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定(過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法 第6条の2の2第7項、第24条の26第1項、第24条の27第1項・第2項、第24条の26第2項、第24条の31第1項・第2項 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号) 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	54	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定障害児相談支援事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>[障害児相談支援給付費]</p> <p>第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。</p> <p>(1) 第21条の5の7第4項（第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～7 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 第21条の5の15第3項第1号～第3号・第5号～第10号・第12号・第13号、第24条の26第1項第1号、第24条の28 ・ 児童福祉法施行規則 第18条の31第1項、第18条の32、第25条の26の6第1項・第2項 ・ 児童福祉法施行令 第25条の7第1項、第25条の8、第27条の15 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 		

	第89条の3
関係文書等	・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	55	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)		
根 拠 条 項	<p>[指定の更新]</p> <p>第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 第21条の5の6第1項、第21条の5の7第4項、第21条の5の8第1項・第3項、第21条の5の15第3項1号～第3号・第5号～第10号・第12号・第13号、第24条の26第1項第1号、第24条の28、第24条の29 ・ 児童福祉法施行規則 第18条の31第1項、第18条の32、第25条の26の6 ・ 児童福祉法施行令 第25条の7第1項、第25条の8、第27条の16、第27条の17 		
関 係 文 書 等	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第29号)		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	56	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定事務受託法人の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定事務受託法人)</p> <p>第11条の2 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であって主務省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定事務受託法人」という。)に委託することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項、第10条第1項並びに前条第1項及び第2項に規定する事務(これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。)</p> <p>(2) その他主務省令で定める事務(前号括弧書に規定するものを除く。)</p> <p>2～6 略</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第11条の2第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 第3条の2第2項、第3項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第6条の22 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	57	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護給付費等の支給の要否の決定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(支給要否決定等)</p> <p>第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第22条第1項、第4項から第6項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第12条、12条の2、12条の4、12条の5 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	58	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護給付費等の支給決定の変更		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(支給決定の変更)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3～6 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第1項・第2項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第12条 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	59	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)</p> <p>第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。</p> <p>イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)</p> <p>ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不		

要であるため。)	
標準処理期間	
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 第18条 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第31条第1項
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	60	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護給付費等の負担額の特例認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(介護給付費等の額の特例)</p> <p>第31条 市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「額)」とあるのは、「額) の範囲内において市町村が定める額」とする。</p> <p>2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第31条 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第32条 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	61	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特定障害者特別給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して主務省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはほのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 第20条、第21条第1項・第3項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第34条、第34条の2、第34条の3第1項 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費 		

	<p>用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
審査基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	62	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例特定障害者特別給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>1 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>2 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 第21条第1項・第3項、第21条の3 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第34条の4第1項 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第21条第1項第1号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第21条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 		

	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第21条第1項第2号の規定に基づき居住費の基準費用額と して厚生労働大臣が定める費用の額
審査基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	63	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(給付要否決定等)</p> <p>第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。）を行うものとする。</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の6、第51条の7第1項、第4項から第6項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第34条の35 		
関 係 文 書 等	「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	64	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定の変更		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(地域相談支援給付決定の変更)</p> <p>第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9第1項・第2項、第51条の7第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第34条の35 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	65	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例地域相談支援給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例地域相談支援給付費)</p> <p>第51条の15 市町村は、地域相談支援給付費決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付費決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定(過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第34条の53第1項		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	66	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	計画相談支援給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(計画相談支援給付費)</p> <p>第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。</p> <p>(1) 第22条第4項（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項（第51条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。</p> <p>2～7 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第34条の54第1項		

關係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	67	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	特例計画相談支援給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(特例計画相談支援給付費)</p> <p>第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第51条の24第1項の主務省令で定める基準及び同条第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定(過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	68	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定特定相談支援事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定特定相談支援事業者の指定)</p> <p>第51条の20 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の17第1項第1号、第36条第3項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第26条の10、第26条の11、第26条の14、第22条第1項、第22条の2、第26条の13 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第34条の20の2、第34条の20の3、第34条の59第2項 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第28号) 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	69	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>(指定の更新)</p> <p>第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第1項、第51条の17第1項第1号、第51条の20、第36条第3項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第26条の10、第26条の11、第26条の14、第22条第1項、第22条の2、第26条の13 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第34条の20の2、第34条の20の3、第34条の59第2項 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第28号) 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	70	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	自立支援医療費（育成医療）の支給認定		
根 拠 法 令（条 例 等）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）		
根 拠 条 項	<p>（支給認定等）</p> <p>第54条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>・ 鳩山町自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（平成27年告示第14号）（支給認定の申請）</p> <p>第5条 育成医療の支給認定申請は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第35条に定めるとおりとし、具体的な事務処理は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支給認定の申請は、育成医療を受ける者（以下「受診者」という。）の保護者が行うものとする。</p> <p>(2) 申請に当たっては、次の書類を町長に提出するものとする。</p> <p>ア 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第1号。以下「申請書」という。）</p> <p>イ 指定自立支援医療機関の医師が作成する自立支援医療（育成医療）意見書（診断書）（様式第2号。以下「医療意見書」という。）</p> <p>ウ 受診者及び受診者と同一の世帯（受診者と同じ医療保険に加入する者をもって育成医療における世帯とする。以下「世帯」という。）に属する者の氏名が記載されている被保険者証、被扶養者証、組合員証等医療保険の加入関係を示すもの</p>		

エ 受診者の属する世帯の所得状況が確認できる資料(市町村民税の課税額等が確認できる資料、生活保護受給世帯は受給世帯の証明書、市町村民税非課税世帯については保護者(育成医療の支給を受ける者をいう。以下同じ。)の収入の状況が確認できる資料等)

オ 特定疾病療養受領証の写し(腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合に限る。)

カ その他支給認定の決定に必要な書類

(3) 前号エの取扱い等については、「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙1の自立支援医療費支給認定通則実施要綱によるものとする。

(支給認定)

第6条 町長は、支給認定の申請を受理したときは、医師意見書及びその他の関係証明書の内容を審査の上、速やかに自立支援医療費の支給の可否を決定する。

2 町長は、当該申請について育成医療の必要が認められ、支給を決定した場合は、世帯の所得状況を確認し、重度かつ継続(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者をいう。)の該当の有無及び自己負担上限額の認定を行った上で、自立支援医療費(育成医療)支給認定通知書(様式第3号)、自立支援医療(育成医療)受給者証(様式第4号。以下「受給者証」という。)及び自己負担上限額管理票(様式第5号)を保護者に交付する。認定を必要としないと認められる場合については、自立支援医療費(育成医療)支給認定申請却下通知書(様式第6号)により保護者に通知する。

3 育成医療の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に限られるものとする。

4 同一受診者に対し、育成医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は原則1箇所とする。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合は、例外的に複数指定できるものとする。

5 受診者が、支給認定の有効期間内に18歳になった場合は、当初の有効期間中は支給認定の取消しを行わないが、この期間を超えての再度の支給認定を行うことはできないものとする。

標準処理期間	
関係法令等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2第36条から第39条
関係文書等	・自立支援医療費の支給認定について(H18.3.3障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知)
審査基準設定年月日	令和5年9月25日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	71	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	自立支援医療費（更生医療）の支給認定		
根 拠 法 令（条 例 等）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）		
根 拠 条 項	<p>（支給認定等）</p> <p>第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第100号）の規定により受け取ることができるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第54条第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 第29条 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第2第36条から第39条 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知） 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	72	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	自立支援医療費（育成医療）の支給認定の変更の認定		
根 拠 法 令（条 例 等）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年号外法律第123号）		
根 拠 条 項	<p>（支給認定の変更）</p> <p>第56条 略</p> <p>2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるとする。</p> <p>3・4 略</p>		
審 査 基 準	<p>・ 鳩山町自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（平成27年告示第14号） （再認定及び変更申請）</p> <p>第7条 支給認定の有効期間が終了し、再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合は、第5条の規定を準用する。</p> <p>(1) 再認定の審査については、前条の規定を準用する。</p> <p>(2) 受給者証の有効期間内に医療の具体的方針が変更となる場合又は指定自立支援医療機関を変更しようとする場合は、第5条の規定に準じて変更認定の申請を行うものとする。この場合、町長に提出する書類は申請書のほか、変更に係る書類のみとする。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその可否を決定し、前条の規定に準じて通知するものとする。</p> <p>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第四十四条 法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第54条第2項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関</p> <p>二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項</p> <p>三 支給認定の有効期間（第41条第8号に掲げる医療の具体的方針に変更を伴わない場合に限る。）</p>		

四 第41条第8号に掲げる医療の具体的方針

標準処理期間	
関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第31条、第35条・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条
関係文書等	<ul style="list-style-type: none">・ 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審査基準設定年月日	令和5年9月25日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	73	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	自立支援医療費（更生医療）の支給認定の変更の認定		
根 拠 法 令（条 例 等）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年号外法律第123号）		
根 拠 条 項	<p>（支給認定の変更）</p> <p>第56条 略</p> <p>2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めらるものとする。</p> <p>3・4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知） 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	74	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	補装具費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p> <p>2～6 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 第43条の2 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 第65条の7の2 		
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ・ 電動車いすに係る補装具費の支給について（平成18年9月29日障発第0929009号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	75	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	高額障害福祉サービス等給付費の支給		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根 拠 条 項	<p>第76条の2 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額（それぞれ主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。</p> <p>(1) 支給決定障害者等</p> <p>(2) 65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けていた障害者であつて、同項に規定する介護給付等対象サービス（障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）を受けているもの（支給決定を受けていない者に限る。）のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第43条の4から第43条の6 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第65条の9の3から第65条の9の5 		

関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	76	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	受給者証の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 (平成18年号外政令第10号)		
根 拠 条 項	<p>(受給者証の再交付)</p> <p>第16条 市町村は、受給者証 (法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。) を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	77	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	地域相談支援受給者証の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 (平成18年号外政令第10号)		
根 拠 条 項	<p>(地域相談支援受給者証の再交付)</p> <p>第26条の8 市町村は、地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。</p>		
審 査 基 準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第34条の50		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	78	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	医療受給者証の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令 (平成18年号外政令第10号)		
根 拠 条 項	<p>(医療受給者証の再交付)</p> <p>第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	79	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	通所受給者証の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	児童福祉法施行規則(昭和23年号外厚生省令第11号)		
根 拠 条 項	<p>[通所給付決定の申請]</p> <p>第18条の6 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。</p> <p>10～12 略</p>		
審 査 基 準	未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 第21条の5の7第9項 ・児童福祉法施行規則 第10項・第11項 		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	80	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	介護保険限度額、利用者負担限度額・免除認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	介護保険施行規則 (平成11年厚生省令第36号)		
根 拠 条 項	<p>(法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者) 第83条の5 法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者 (短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。) とする。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。) が特定介護サービス (法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。) を受ける日の属する年度 (当該特定介護サービスを受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第97条の3において同じ。) が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者 (当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。) であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額 (第97条の3第1号において「現金等」という。) が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの</p> <p>イ 第1号被保険者 (ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて</p>		

同じ。)であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が120万円を超える場合 150万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、500万円)

(1) 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年
(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。(2)及び(3)並びに第4号イ並びに次条第1項第6号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第4号イにおいて同じ。)

(2) 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第4号イにおいて同じ。))から所得税法第35条第3項第1号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。第4号イにおいて同じ。))

(3) 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額

ロ 第1号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が80万円を超え120万円以下である場合 1550万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、550万円)

ハ 第1号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が80万円以下である場合 1650万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、650万円）

ニ 第2号被保険者（ホに掲げる者を除く。）である場合 2000万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、1000万円）

ホ 令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有する者である場合 2000万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、1000万円）

(2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費（法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

(3) 被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）

(4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に1を加えた数）が2以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に90分の10（法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては80分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあつては70分の30）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事

	<p>の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80万円以下であること。</p> <p>ロ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、450万円以下であること。</p> <p>ハ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>ニ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあつては保険料の、第二号被保険者にあつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。</p>
<p>審 査 基 準</p>	
	<p>未設定（法令等の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	
<p>関 係 法 令 等</p>	
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>審査基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	81	処理機関(所管課)	長寿福祉課												
許 認 可 等 の 種 類	措置の開始、変更、廃止(停止)、養護者受託の決定、却下、入所解除、養護委託の解除														
根 拠 法 令 (条 例 等)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)														
根 拠 条 項	(介護等に関する措置) 第10条 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。														
審 査 基 準	<p>鳩山町老人ホーム入所措置等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第11条の規定に基づく措置を行う場合の基準及び入所手続その他当該措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所措置の基準)</p> <p>第2条 法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該老人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 身体上若しくは精神上又は環境上の事情については、次の表のアに該当し、かつ、イからオまでのいずれかに該当すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 健康状態</td> <td>入院加療を要する病態でないこと及び感染症を有し、他の被措置者に感染させるおそれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>イ 日常生活動作の状況</td> <td>別表の老人ホーム入所判定審査票(以下「審査票」という。)による日常生活動作の事項のうち、一部介助が一項目以上あり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。</td> </tr> <tr> <td>ウ 精神の状況</td> <td>審査票による認知症等精神障害の問題行動が軽度であって日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。</td> </tr> <tr> <td>エ 家族の状況</td> <td>家族又は家族以外の同居者との同居の継続が老人の心身を著しく害すると認められること。</td> </tr> <tr> <td>オ 住居の状況</td> <td>住居がないか、又は住居があっても狭い等環境が劣悪な状態にあるた</td> </tr> </tbody> </table>			事項	基準	ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと及び感染症を有し、他の被措置者に感染させるおそれがないこと。	イ 日常生活動作の状況	別表の老人ホーム入所判定審査票(以下「審査票」という。)による日常生活動作の事項のうち、一部介助が一項目以上あり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。	ウ 精神の状況	審査票による認知症等精神障害の問題行動が軽度であって日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。	エ 家族の状況	家族又は家族以外の同居者との同居の継続が老人の心身を著しく害すると認められること。	オ 住居の状況	住居がないか、又は住居があっても狭い等環境が劣悪な状態にあるた
事項	基準														
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと及び感染症を有し、他の被措置者に感染させるおそれがないこと。														
イ 日常生活動作の状況	別表の老人ホーム入所判定審査票(以下「審査票」という。)による日常生活動作の事項のうち、一部介助が一項目以上あり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。														
ウ 精神の状況	審査票による認知症等精神障害の問題行動が軽度であって日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。														
エ 家族の状況	家族又は家族以外の同居者との同居の継続が老人の心身を著しく害すると認められること。														
オ 住居の状況	住居がないか、又は住居があっても狭い等環境が劣悪な状態にあるた														

況	め、老人の心身を著しく害すると認められること。
---	-------------------------

(2) 経済的理由については、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条各号のいずれかに該当し、生活に困窮していること。

2 法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該老人が、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく要介護認定（以下「要介護認定」という。）の結果、要介護状態に該当し、かつ、健康状態が次の基準を満たす場合に行うものとする。

(1) 入院加療を要する病態でないこと。

(2) 感染症を有し、他の被措置者に感染させるおそれがないこと。

（養護委託の措置の基準）

第3条 法第11条第1項第3号の規定による措置は、次のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

(1) 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が養護受託者の生活を乱すおそれがあるとき。

(2) 養護受託者が老人の扶養義務者であるとき。

（65歳未満の者に対する入所等の措置の基準）

第4条 60歳以上65歳未満の者であって、法第11条第1項第1号又は第3号の措置の基準に適合し、特に必要があると認められるものは、同項第1号又は第3号の措置を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、60歳未満の者であっても法第11条第1項第1号又は第3号の措置を行うものとする。

(1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所させることができないとき。

(2) 初老期認知症に該当するとき。

(3) その者の配偶者（60歳以上の者に限る。）が、養護老人ホーム入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が法第11条第1項第1号及び第2号の措置基準に適合するとき。

3 法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

（措置の変更の基準）

第5条 法第11条第1項第1号、第2号又は第3号の規定による措置を受けている者が、他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その者に対する当該措置を変更するものとする。

（措置の廃止の基準）

第6条 法第11条第1項第1号、第2号又は第3号の規定による措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対する当該措置を廃止するものとする。

- (1) 法第11条第1項第1号、第2号又は第3号の措置の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 入院その他の事由により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3月以上にわたることが明らかに予想される場合又は当該期間がおおむね3月を超えるに至ったとき。
- (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になったとき。
- (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になったとき。

（老人ホームへの入所措置に関する判定等のための手続）

第7条 町長は、老人ホームへの入所措置の開始、変更等に当たっては、鳩山町高齢者サービス調整チーム設置要綱（平成5年鳩山町告示第45号）に規定する調整チームから第2条及び第4条から前条までに定める基準による入所措置の要否等の判定のための意見を聴く機会を設けるものとする。この場合において、町長は、調整チームに対し、審査票による総合的判定を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法第14条の規定に基づく介護認定審査会における同法第27条の規定に基づく認定審査会の結果を基本とするものとし、調整チームの意見を聴くことを要しない。

（入所等措置決定通知書）

第9条 町長は、法第11条第1項第1号、第2号又は第3号の措置を開始したときは措置開始通知書（様式第8号）により、措置の変更を行ったとき（入所を依頼した施設又は養護を委託した者を変更したときを含む。以下同じ。）は、措置変更通知書（様式第9号）により、措置の廃止又は停止を行ったときは措置廃止（停止）通知書（様式第10号）により、それぞれ被措置者に対し通知しなければならない。

（養護受託申出書等）

第10条 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第1条の7の規定による申出は、養護受託申出書（様式第11号）によらなければならない。

- 2 町長は、前項の養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者とすることの適否について審査を行い、適当と認められた者については、養護受託登録簿に登録し、養護受託者決定通知書（様式第12号）により、養護受託者となることを不適当と認められた者については、養護受託申出却下通知書（様式第13号）により、それぞれ当該申出者に対し通知しなければならない。

（入所依頼書等）

第11条 町長は、法第11条第1項の規定によって老人ホームに老人を入所させる（他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。）ときは入所依頼書（様式第14号）により、養護受託者に老人の養護を委託するときは養護委託書（様式第16号）により、それぞれ当該老人ホームの長又は養護受託者（以下「施設長等」という。）に対し依頼しなければならない。

- 2 前項又は第4項の規定により入所依頼書又は養護依頼書の送付を受けた施設長等は、入所受諾（不承諾）書（様式第15号）又は養護受諾（不承諾）書（様式第17号）により、入所若しくは養護を実施する旨又はこれをする事ができない旨を町長に回答しなけ

ればならない。

3 町長は、老人ホームに入所した者の措置を廃止するときは入所解除通知書（様式第18号）により、養護受託者に委託した者の措置を廃止するときは養護委託解除通知書（様式第19号）によりそれぞれ当該施設長等に対して通知しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、措置の変更を行ったときに準用する。

標準処理期間	
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	82	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	措置費の費用徴収額の決定、減免		
根 拠 法 令 (条 例 等)	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)		
根 拠 条 項	<p>(費用の徴収)</p> <p>第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>鳩山町老人保護措置費費用徴収に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 町長は、法第11条の規定による措置を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）のうち主たる扶養義務者から当該措置に要した費用（以下「費用」という。）の全部又は一部を徴収する。</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額（以下「費用徴収額」という。）は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については、別表第1の養護老人ホーム等被措置者費用徴収基準により算定した額とし、その主たる扶養義務者については、別表第2の扶養義務者費用徴収基準により算定した額とする。また、特別養護老人ホーム被措置者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額及び同法第48条第2項第2号に規定する標準負担額とする。</p> <p>3 養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者は、毎年5月末日までに様式第1号の申告書に、収入及び必要経費の額を確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、第2項の費用徴収額を算定するため、扶養義務者から、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 町長は、第2項の規定により費用徴収額を決定し、又はその額を変更したときは、様式第2号の通知書により当該費用を負担すべき者（以下「費用負担者」という。）に通</p>		

知しなければならない。

- 6 月の途中において老人ホームに入所し、若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出したときにおけるその月の費用徴収額は、日割計算により算定した額とする。

(費用徴収額の減免)

第3条 町長は、費用負担者が災害その他やむを得ない理由により、その負担すべき費用の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号の申請書を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定により費用負担者から減額又は免除の申請を受けたときは、当該申請の可否を決定し、申請者に対して様式第4号の通知書により通知しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

養護老人ホーム等被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0円～270,000円	0円
2	270,001～280,000	1,000
3	280,001～300,000	1,800
4	300,001～320,000	3,400
5	320,001～340,000	4,700
6	340,001～360,000	5,800
7	360,001～380,000	7,500
8	380,001～400,000	9,100
9	400,001～420,000	10,800
10	420,001～440,000	12,500
11	440,001～460,000	14,100
12	460,001～480,000	15,800
13	480,001～500,000	17,500
14	500,001～520,000	19,100
15	520,001～540,000	20,800
16	540,001～560,000	22,500
17	560,001～580,000	24,100
18	580,001～600,000	25,800
19	600,001～640,000	27,500
20	640,001～680,000	30,800
21	680,001～720,000	34,100
22	720,001～760,000	37,500

23	760,001～800,000	39,800
24	800,001～840,000	41,800
25	840,001～880,000	43,800
26	880,001～920,000	45,800
27	920,001～960,000	47,800
28	960,001～1,000,000	49,800
29	1,000,001～1,040,000	51,800
30	1,040,001～1,080,000	54,400
31	1,080,001～1,120,000	57,100
32	1,120,001～1,160,000	59,800
33	1,160,001～1,200,000	62,400
34	1,200,001～1,260,000	65,100
35	1,260,001～1,320,000	69,100
36	1,320,001～1,380,000	73,100
37	1,380,001～1,440,000	77,100
38	1,440,001～1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	1,500,000円超過額×0.9÷12月 +81,100円（100円未満切捨て）

備考 上表にかかわらず、費用徴収基準月額が、140,000円を超えるものについては、当分の間、当該費用徴収月額を140,000円とする。

（注1） この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注2） 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については、30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。

（注3） 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表第2において同じ。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

別表第2（第2条関係）

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（単給を含む。）	0円
B	A階層を除き当該年度分の町民税非課税の者	0

C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の町民税所得割非課税（均等割の額のみ課税）	4,500
C 2		当該年度分の町民税所得割の額課税	6,600
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D 2		30,001～80,000	13,500
D 3		80,001～140,000	18,700
D 4		140,001～280,000	29,000
D 5		280,001～500,000	41,200
D 6		500,001～800,000	54,200
D 7		800,001～1,160,000	68,700
D 8		1,160,001～1,650,000	85,000
D 9		1,650,001～2,260,000	102,900
D10		2,260,001～3,000,000	122,500
D11		3,000,001～3,960,000	143,800
D12		3,960,001～5,030,000	166,600
D13		5,030,001～6,270,000	191,200
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

(注1) この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する町民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注2) D 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表第1により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず当該支弁額とする。

(注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

標準処理期間	
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	